

別表六の三の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が法第 144 条の 2《外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「当期の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、令第 193 条第 1 項《国外所得金額》に規定する国外源泉所得に係る所得の金額について記載します。この場合において、当該各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、外国法人が地方法人税法第 12 条第 3 項

《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「課税標準法人税額
(別表一の三「4」) 44」は、「2」の金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- (3) 「恒久的施設帰属地方法人税額
(44) × (4.4%又は10.3%) - ((別表六(五の二) 45
「5の③」) - (44) と 0 のうち多い金額) 45」は、令和元
(マイナスの場合は 0)」

年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度にあつては「4.4%
又は」を消し、同日前に開始した課税年度にあつては「又
は 10.3%」を消します。